

## 令和5年第2回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年2月7日（火）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 A棟会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	京谷理史	○			会長	
		古澤義夫	○				
		松永年實	○				
					森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○				副会長
		三田茂明	○				
		葉山昌男	○				
					梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○				
		堀内利弘	○				
		吉田繁	○				
					吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○				
					松山敏行	×	
	高鷲	奥野晋也	○				副会長
		内本正美	○				
	丹比	小池良夫	○				
		大谷章	○				
					白樫保雄	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

金森 淳    白樫明広    葉山浩章    渡辺正治

案 件

報告第3号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	1件
報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	2件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

---

委 員

---

委 員

---

【開会 13 : 50】

事務局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第2回の農業委員会定例会を開催させていただきます。  
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。  
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。今日も朝は結構、比較的暖かく感じて少しずつ春めいて来る頃合いでございます。今日、このあと、インボイスの説明会を富田林の税務署から来られてご説明していただきますので、最後までよろしく願いいたします。  
それでは、事務局の方から案件の概略説明よろしく願いいたします。

事務局 それでは、令和5年第2回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。  
初めに、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、古市地区1件です。  
次に、報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、高鷲地区1件、埴生地区1件です。  
次に、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、駒ヶ谷地区2件です。  
最後に、議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定についてです。  
以上が本日ご審議いただきます案件については、報告案件が3件、議案案件が2件の合計5件となります。  
なお、本日欠席の委員は、埴生地区の松山委員です。  
それでは議長、ご審議の程よろしくをお願いします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。  
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全 委 員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を吉田隆美委員さんと内本委員さんをお願いします。よろしくお願ひします。  
まず、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご説明させていただきます。  
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。  
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。地図 案件位置図4条届出①をご参照ください。  
地区名は、古市地区です。  
対象農地は、菅田二丁目1106番1 地目は、畑、面積は、132㎡  
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
転用目的は、住宅 です。  
現地確認委員さんは、古澤委員さんです。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の2の届出を受理しない場合に該当しないため、  
本議案の受理については問題ありません。  
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので  
ご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願ひします。

京谷議長 次に、報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、2件続けてご説明させていただきます。  
この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。  
1件目です。地図5条届をご参照ください。  
地区名は、高鷲地区です。  
申請地は、高鷲六丁目379番2 地目は田、面積は、13㎡  
譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
転用目的、通路  
現地確認委員さんは、奥野委員さんです。

続いて2件目です。地図5条届をご参照ください。

地区名は、埴生地区です。

申請地は、伊賀一丁目365番、地目は、田、面積は、985㎡

譲渡人、●●●●●●●●●●●●●●●● 様 (持分二分の一)

●●●●●●●●●●●●●●●● 様 (持分二分の一)

譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的、宅地分譲

現地確認委員さんは、鬼迫委員さんです。

なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の2の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、高鷲地区、埴生地区の地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第3号農地法4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号  
農地法第4条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。  
本件は、市街化調整区域内の農地について、農地の所有者が転用行為を行うものです。  
地区の「4条許可」をご参照ください。  
地区名、駒ヶ谷地区、申請地は、大黒98番、99番  
地目は、田、面積は、合計1,575㎡  
申請者は ●●●●●●●●●●●●●●●● 様、●●●●● 様 持分は、二分の一ずつです  
転用目的は 露天駐車場  
農地区分は 市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地と判断します。  
申請者は、運送業を営む事業者から、現在、申請地に隣接した土地を駐車場として利用しているが、事業拡大に伴いトラック保有数が増え駐車場が不足し、至急駐車場が必要となったため、申請地を利用したい。との要望を受け、露天駐車場として整備するものです。  
駐車予定台数は、10tトラック10台、4tトラック10台となっています。  
第2種農地の場合の代替性の検討ですが、  
事業目的の達成に必要な面積を満たす土地は他にも3か所ありますが、立地条件を確認したところ進入路が確保できず、また、同様な距離に2か所の土地がある

ものの、耕作を継続する意向があり、本件申請地以外では事業目的の達成が困難です。

表面は碎石仕上げとなり、雨水排水につきましては、地元水利組合の管理する水路へ放流することとなり、同意が得られています。

都市計画法第4条第12項で規定する開発行為に該当しない証明書も交付されています。

隣接農地所有者からの同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。

資金についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

続きまして2件目、同じく地区4条許可をご参照ください。

地区名は、駒ヶ谷地区 申請地、大黒155番

地目は、田、面積は、1, 214㎡

申請者、●●●●●●●●●●●●●●●● 様、●●●●● 様 持分は、二分の一ずつです

転用目的は 露天資材置場

農地区分は 市街化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、農地法施行規則第46条に該当し第2種農地と判断します。

申請者は、古物商を営む事業者から、現在、申請地近くの土地をコンテナ置場として利用しているが、事業拡大に伴いコンテナ保有数が増え置場が不足し、至急、コンテナ置場が必要となったため、申請地を利用したい。との要望を受け、露天資材置場として整備するものです。

置くコンテナについては、20フィートコンテナ4個、40フィートコンテナ6個となっています。

第2種農地の場合の代替性の検討ですが、

事業目的の達成に必要な面積を満たす土地は他にも3か所ありますが、立地条件を確認したところ進入路が確保できず、また、同様な距離に2か所の土地があるものの、耕作を継続する意向があり、本件申請地以外では事業目的の達成が困難です。

表面は碎石仕上げとなり、隣接農地は無く、雨水排水につきましては、地元水利組合の管理する水路へ放流することとなり、同意が得られています。

都市計画法第4条第12項で規定する開発行為に該当しない証明書も交付されています。

資金についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷議長 1件目の駒ヶ谷地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 1月21日に現地に確認に行つてまいりました。場所は雑草が生えていまして、特に問題はないかと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第4条の許可申請について、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 2件目の駒ヶ谷地区の農地法第4条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 これも同じ1月21日に現地に確認に行っていました。現在は、農作物があって、雑草がありますが、特に問題はないかと思えます。11月に農地パトロールの時に駒ヶ谷の委員さんには既に確認してもらっているので、問題ないと思えます。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第4条の許可申請について、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 次に、議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について  
ただいま上程いただきました議案4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」ご説明申し上げます。  
はじめに、提案理由にございます。  
令和4年5月27日法律第56号による「農業委員会等に関する法律」が一部改正され、同法第7条で「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるよう義務付けられました。  
同法は、令和5年4月1日に施行されるため、農地等の利用の最適化の推進に関する目標、推進方法や目標達成状況の評価方法等についての指針を定め、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進による、農地等の利用の効率化と高度化の促進をしていこうとするものです。  
なお、本指針は、農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直

しを行うものです。

手元にある指針につきましては、まず、農業委員会等の法律に基づいて、指針の項目は、3点となっております、1つ目は「遊休農地の発生防止・解消」、2つ目は「担い手への農地利用集積・集約化」、3つ目は、「新規参入の促進」となっております。

まず1つ目の遊休農地の発生防止・解消について、資料の2ページのところ遊休農地の解消の具体的な推進方法が記載しております。続いて、2つ目の担い手への農地利用集積・集約化につきましては、3ページ目のところで担い手への農地利用集積目標と具体的な推進方法が記載しております。続いて、3つ目、新規参入の促進については、4ページ目、新規参入の促進の目標と具体的な推進方法を盛り込んでおります。以上、この記載内容をもって取り組んでいくというのが今回の指針ということでございます。

簡単ですが、説明は以上となります。

京谷議長 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の内容について何かご質問等がございますでしょうか。

委 員 これは目標達成ができなかったらどうなる？

事務局 あくまでも目標で、3年毎に見直しとなり、努力目標です。

京谷議長 農業委員会等に関する法律が一部改正されてそちらの方で最適化に関する指針を定めなさいということで、この指針、羽曳野市の指針、これは、大阪府の方から一定の案を出されてそれを羽曳野市の実情にあって、修正を加えた指針でございますので、法改正の趣旨に背かない、また、作らなければいけないと義務付けられていますので、これについて質問とかあればよろしく願います。

京谷議長 それでは、裁決を取らせて頂きます。  
本指針の制定につきまして、賛成の方は挙手をお願い致します。

京谷議長 全員賛成でありますので、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について、原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14 : 20】